

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成31年2月8日（金）午前9時30分～午前10時10分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第49号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (3) 議案第50号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第51号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第11回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は5番 片山委員と、6番 小野委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第48号から議案第51号の4議案です。</p>
議 長	<p>議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 2件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上2件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号46番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
5番委員	<p>46番は、4筆あります。譲渡人は、県外にお住まいです。今までは、それぞれ違う方に耕作をしていただいていたそうです。</p> <p>この後の議案にでてきます土地と一緒に、譲受人が全て譲り受けることになりました。営農計画書を提出されています。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号46番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号46番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号47番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
1番委員	<p>譲渡人は町外にお住まいで、耕作が困難な為、親戚の譲受人に譲渡します。問題はないと思います。</p>

議 長	<p>地元委員から意見がありました。が、事案番号 <u>47</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>47</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>49</u> 号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上1件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
5 番委員	<p>先ほどの議案で農地取得をされる方と同一の方です。問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありました。が、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>50</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p>

議 長	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号34番は、2以上の教育施設、医療施設が500m圏内にあり、水道・下水道の埋設された道路に接している土地のため、第3種農地としております。</p> <p>事案番号35番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 5 番委員	<p>事案番号 <u>34</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲受人が一般住宅を建てられます。北側と東側に水路があります。周辺の土地に影響はないので問題ありません。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>34</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>34</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長 1 番委員	<p>事案番号 <u>35</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子です。この土地に譲受人が、一般住宅を建てます。雨水、下水等に問題はありません。周辺の土地に影響はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>35</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>35</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>2</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>

議 長	<p>議案第 51 号 農地法第 5 2 条に基づく賃借料情報の提供について 議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>改正農地法が平成 21 年 12 月 15 日に施行され、標準小作料制度が廃止されました。代わりに、農業委員会が農地の借賃等の動向その他の情報の提供を行うことが改正農地法第 5 2 条に明記されました。このため、農業委員会において、農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、地域の実勢の賃借料の情報を提供する必要があります。このことを踏まえ、「農地の賃借料情報提供の手引き」にしたがい、別紙のとおり平均額を算出しましたので、説明いたします。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 農地法第 5 2 条に基づく賃借料情報の提供について、ご意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>意義がございませんので、矢掛町賃借料情報について議決いたします。 農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、広報誌、ホームページ等で賃借料情報を公表することとします。</p>
議 長	<p>次に、報告事項について確認します。</p>
議 長	<p>利用目的の変更について 地元委員の確認報告をお願いします。</p>
川面地区 推進委員	<p>1 番は、田から畑に変更です。 2 番は、2 筆とも田から畑に変更です。</p>
議 長	<p>農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。</p>
山田地区 推進委員	<p>1 番と 2 番は、借受人が同じ方です。その方が耕作困難な為、解約されます。次に耕作される方は、いらっしゃるそうです。</p>

川面地区 推進委員	3番は、田から畑にした為、解約です。
中川地区 推進委員	4番、5番、6番は土地を集約する為、解約します。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。